

議案第 9 号

佐倉市市民協働の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市市民協働の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 1 7 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市市民協働の推進に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市市民協働の推進に関する条例（平成18年佐倉市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「地域まちづくり協議会」を「地域まちづくり事業」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 地域まちづくり事業

第10条の見出しを「(地域まちづくり事業実施団体の認証要件)」に改め、同条中「地域まちづくり協議会」を「地域まちづくり事業実施団体」に改め、同条第1号中「地縁による団体（地方自治法第260条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で構成され、又は地縁による団体」を「隣接する複数の自治会（自治会、町内会、区等の地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。以下同じ。）で構成され、又は隣接する複数の自治会」に改め、同条第6号中「である」を「であり、かつ、会費等の収入により運営財源が確保されている」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「地域まちづくり協議会」を「地域まちづくり事業実施団体」に改める。

第12条の見出しを「(地域まちづくり事業の支援)」に改め、同条第1項中「地域まちづくり協議会」を「地域まちづくり事業実施団体」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市の主要課題に該当する事業であること。

第12条第2項中「地域まちづくり協議会」を「地域まちづくり事業実施団体」に改め、同条第3項を削る。

第13条の見出し中「実施」を「支援」に改め、同条第2項中「市民協働事

業は」の次に「、市民公益活動団体が、自ら有する知識及び技術をまちづくりに生かすために市長に提案する事業であって」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市の主要課題に該当する事業であること。

第13条第3項を削る。

第14条第2項中「地域まちづくり協議会」を「地域まちづくり事業実施団体」に改める。

第15条の見出し中「係る」の次に「支援の」を加え、同条第1項中「第13条第3項第1号に規定する市民協働事業を実施しようとする市民公益活動団体」を「前条第1項の登録を受けた市民公益活動団体は、市民協働事業を実施するために市の支援を受けようとするとき」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第16条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1項及び第2項並びに第15条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の佐倉市市民協働の推進に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により支援を決定した地域まちづくり協議会の地域まちづくり事業及び市民公益活動団体の市民協働事業については、改正前の条例第12条第3項及び第15条第2項から第4項までの規定を除き、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第10条の規定により市の認証を

受けている地域まちづくり協議会は、この条例の施行の日から3年間は、当該地域まちづくり協議会を構成する自治会に変更がない限り、同一の構成内容をもって、この条例による改正後の佐倉市市民協働の推進に関する条例第10条の規定により市の認証を受けた地域まちづくり事業実施団体とみなす。